

公益財団法人朝日生命成人病研究所 2020年度寄附金募集要項

1 公益財団法人 朝日生命成人病研究所の公益目的事業

成人病特に糖尿病代謝・循環器・消化器疾患の予防、診断、治療に関する研究とその研究に必要な診療及び研究の助成

2 寄附金の使途

成人病に関する基礎研究および臨床研究の推進・充実

3 お申込方法

所定の「寄附申込書」にご記入いただき、下記財団事務局までお申し込みください。

〒103-0002

東京都中央区日本橋馬喰町2-2-6

公益財団法人 朝日生命成人病研究所

事務局 寄附金担当

TEL 03-3639-5501 Fax 03-3639-5520

4 寄附金に対する税法上の優遇措置

当財団に対する寄附金については、以下のとおり税法上の優遇措置が適用されます。

なお、詳細は所轄税務署または顧問税理士等にご確認ください。

法人税	<p>寄附金の損金算入限度額の計算が下記となります。</p> <p>【法人税法施行令73、77の2】</p> <p>◎一般の寄附金の損金算入限度額(資本金のある法人の場合)</p> <p style="padding-left: 20px;">A. 一般損金算入限度額</p> <p style="padding-left: 40px;">【(資本金等の額×当期の月数/12×0.25%) + (所得の金額×2.5%)】×1/4</p> <p>◎特定公益増進法人に対する損金算入限度額(資本金のある法人の場合)</p> <p style="padding-left: 20px;">B. 特別損金算入限度額</p> <p style="padding-left: 40px;">【(資本金等の額×当期の月数/12×0.375%) + (所得の金額×6.25%)】×1/2</p> <p>※1公益財団法人の場合、上記AとBの限度額を併用できます。</p> <p>※2平成24年4月1日以後に開始する事業年度より適用されます。</p>
所得税	<p>【所得税法78 同施行令217】</p> <p>◎「所得控除」</p> <p style="padding-left: 20px;">所得控除額=(寄附金額-2,000円)</p> <p>※寄附金額は総所得金額等の40%が限度</p>